

り、住居としての建物のもつ「空間」と保育者—子ども間の相互作用との関連や、子どもの「泣き」や「音環境」等を施設保育の場と比較することによって、家庭的保育のメリットを生み出す要因について明らかにしていくことができると考えられる。これは、子どもの発達にとってよりよい環境とはどのようなものかを探求していくことにもつながる重要な研究課題でもあると考えられる。

### 3. 地方や諸外国の状況

#### (1) 地方の状況

○2006年度本研究班が実施した「地方自治体における家庭的保育への取り組みに関する調査」<sup>2)</sup>

(以下、「自治体調査」)の結果では家庭的保育を実施する自治体は、東京特別区、東京都下、政令指定都市など都市部に多く、その他の都市の割合が低い。地域としては関東地区に集中している。また、待機児童がいる自治体、とりわけ待機児童数が多い自治体が多く、同時に低年齢児保育ニーズが高い自治体に多いという特徴がみられた。

一方、最も歴史の古い京都市を含む関西地区にも家庭的保育が存在するが、定員規模が大きい地域があるなど、その定義や運用の形態は一様ではない。

○家庭的保育を実施する自治体は、地方単独事業として実施する自治体が多く、次に国庫補助事業と地方単独事業の併用、国庫補助事業のみという順で実施されており、全体として国庫補助事業を導入する自治体は少ない。

○国庫補助事業を導入していない理由として、「すでに単独事業で実施しているため、二重構造にせざるを得なくなり、実施体制が複雑になる」(35.3%)や「国庫補助事業は保育者の資格要件が厳しい」(33.3%)が高い割合で選択されており、次に「国庫補助事業の要件である連携保育所に該当する保育所がない」(27.5%)や「連携保育所を指定することは、連携保育所への負担増となる」(25.5%)などが選択されており、資格要件や連携保育所の設置に関する要件が主たる要因となっていることが明らかとなった(「自治体調査」結果による)

○家庭的保育を実施する自治体の多い東京都では、東京都事業としての「家庭福祉員制度」があり、保育者の資格要件を「保育士、看護師、保健師、助産師、教員及び区市町村が実施する研修終了者で、保育経験を有する者」と規定しており、幼稚園教諭や教員免許を保有し認定を受けている保育者や、子育て経験を条件とした研修受講によりに認定を受けている保育者が存在する。このような事情から、国庫補助事業を導入する場合には二重構造を検討する必要性が生じる自治体が多いことが考えられる。

○また、家庭的保育を実施する自治体は待機児童が多い地域が多く含まれており、認可保育所への負担が増大することを懸念する自治体が多いことも推察される。

○おおよそ5年間の家庭的保育者数の変化は「ほぼ変化なし」が半数を占め、残りは増加傾向、減少傾向に2分された。また、利用児童数の変化については、増加傾向が約4割、「ほぼ変化なし」が4割弱であった。利用児童数が増加傾向にある背景としては、育児休業の普及に伴い年度途中での入所希望者が増加、保育需要の増大、家庭的保育者の増員による定員増、待機児童の解消などがあげられた(「自治体調査」結果による)。

○多くの自治体で保育料金は自治体独自に設定をしているが、保育料金設定のための世帯の階層区分の適用がある自治体は4割に満たなかった(「自治体調査」結果による)。